

令和6年版
【建築物用】

住	非住	43条	85条	その他許可	中高層	届出済 /
地	確	写	連 /	済		

受付番号	
------	--

建築確認申請 事前調査報告書

下記の建築計画の確認申請にあたり、事前に調査しましたので報告します。
この報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。
<確認申請提出先>

☐ 熊本市 建築主事 宛

☐ 指定確認検査機関の長 宛

☐ 日本ERI

☐ ACS熊本

☐ 熊本建築審査センター

☐ 熊本建築確認検査機関

☐ その他の指定確認検査機関

報告者
設計事務所名 ●●建築設計事務所
所在地 ●●市●●町●●-●● Tel (●●●●) ●●●● - ●●●●●●
管理建築士名(又は設計者名) 熊本 太郎
資格 (1) 級建築士 (大臣) 登録 第 00000 号
連絡者又は代理者の業者名及び氏名 Tel (●●●●) ●●●● - ●●●●●●
熊本 次郎

(1) 建築計画の概要 ※太線枠内は報告者記入欄です。記入漏れのないようにお願いします。

建築主	フリガナ カブシキガイシャ ○○ ダイョウトリシマリヤク ケンチュ タロウ						
	氏名 株式会社 ○○ 代表取締役 建築 太郎						
敷地の地名地番	熊本市 ○○区□□町△△字000番0						
都市計画区域	☒ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 都市計画区域外						
用途地域	☐ 1低 ☐ 2低 ☒ 1中高 ☐ 2中高 ☐ 1住 ☐ 2住 ☐ 準住 ☐ 近商 ☐ 商業 ☐ 準工 ☐ 工業						
防火地域等	☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☒ 法第22条区域 ☐ 指定なし						
指定建蔽率	60	%	(開発・風致・その他)	%	申請部分の用途	☒ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅・長屋 (戸)	
指定容積率	150	%	(開発・その他)	%		☐ 上記以外 ()	
その他の地域地区等	☐ 開発許可 ☐ 宅造規制 ☐ 都計道 ☐ 風致 ☐ 建築協定 ☐ 旧区画 ☐ 地区計画 ☐ その他 ()				工事種別	☒ 新築 ☐ 棟別新築 ☐ 増築 ☐ その他 ()	
	排水状況					階数 (既存部分の階数)	地上 2 階 / 地下 0 階 最高の 8.50 m (地上 0 階 / 地下 0 階) 高さ 既存 (m)
がけ条例(高低差H=2.0m超)	☒ 無 ☐ 有 (☐ 水平距離H×1.5 ☐ 杭 ☐ 基礎 ☐ その他)				構造種別		☒ 木造 ☐ 2×4 ☐ RC造 ☐ S造 ☐ CB造
申請床面積	130.00 m ² (既存含む m ²)					敷地面積	☐ 木質・S・RC系工業化住宅 ☐ その他 ()
	うち屋内駐車場面積 (m ²)				200.00 m ² ☐市街化区域で敷地面積1,000㎡以上の場合(5)-11開発合議要 ☐敷地面積500㎡以上の場合(7)-54緑化協議をお願いします。(一戸建ての住宅のは除く)		

(2) 敷地に接する道路、道路状空地及び水路等の概要

方角	種類 (市道、私道等)	境界立会・地籍調査		道路判定	位置指定道路	建築指導課所見	
		確定	年月日	判定区分 / 判定番号	指定番号		
北	市道	済・未	●年●月●日	B-1/15-100			☐ 左記に記載の道路等について種類・幅員・中心線・後退線をそれぞれ配置図へ記載ください
東	私道	済・未	◇年◇月◇日		S50-500		
西	里道	済・未	△年△月△日	E/03-150			
南	水路	済・未	■年■月■日	暫定E			
		済・未		/			

(3) 敷地の既存ブロック塀等

既存ブロック塀等	☐ 無	【適合性】 高さ・基礎・控壁等 (令第61条、令第62条の8等)	☐ 適合 ☐ 構造計算等で安全性が確認できる ☒ 不適合 ☒ 是正する	建築指導課所見 ☐ 是正内容等を配置図へ記載ください ☐ 補修・撤去内容等を配置図へ記載ください ☐ 土留めブロックは開発許可基準(3段(0.6m)未満)を満たすことが望ましい
	☒ 有	【安全性】 傾き・ぐらつき・亀裂 土留め使用	☐ 安全性有 ☒ 補修・撤去する ☒ 安全性無	

(4) 建築指導課所見欄

☐ (1) 建築計画の概要欄に ・修正 ・記入漏れ あり、確認をお願いします。	熊本市建築指導課・建築審査室	(096・328・2516)	担当	建築指導課・建築審査室 受付印
☐ (2) 敷地に接する道路等の概要について建築指導課所見を確認してください。				
☐ (3) 敷地のCB塀等について建築指導課所見を確認してください。				
☐ 次ページ(5)及び(6)の合議先一覧の番号に○がついている部署への合議が必要と思われます。				
☐ 市条例27条の取扱いについて ☐ 要(☐ 済、 ☐ 手続中)： ☐ 不要 (建築審査室 印)				
☐ 市条例28条の取扱いについて ☐ 要(☐ 済)： ☐ 不要 (建築審査室 印)				
☐ 省エネ法について、住宅部の面積が300㎡以上の場合は届出、非住宅部の面積が300㎡以上の場合は適合判定が必要となります。				

※添付図書 :付近見取図、配置図(建築基準法施行規則に基づき必要事項を記載したもの)、字図(写し可。可能な限り最新なもの。)、必要に応じて道路及び水路等の立会記録、現場状況のわかる写真。付近見取図、字図には申請地がわかるように図示をお願いします。また、共同住宅、下宿又は寄宿舍の場合は、各階平面図(各住戸の面積を記載したもの)・立面図。 裏面有 (1/2)

